

船舶事故調査報告書

令和元年7月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成31年3月24日 15時00分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市神島外港南方沖 神島外港2号防波堤灯台から真方位144°290m付近 (概位 北緯34°26.8′ 東経133°30.7′)
事故の概要	漁船第五正福丸は、のり養殖施設の撤去作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成31年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五正福丸、4.2トン OY3-22078（漁船登録番号）、個人所有 10.98m(Lr)×2.58m×0.72m、FRP ディーゼル機関、210kW、平成6年3月31日 第271-27365号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年7月25日 免許証交付日 平成26年10月14日 (令和2年7月24日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約2ノット
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、のり養殖施設を撤去する目的で、平成31年3月24日13時30分ごろ僚船2隻と共に笠岡市高島漁港を出港し、神島外港南方沖の同施設に向かった。 本船は、船首を西方に向け、船長が、海面上に浮いた樽（発泡スチロール製、直径約56cm、長さ約90cmの俵形、以下「本件樽」という。）にロープ（化学繊維製、直径14mm、長さ約100m、以下

「本件ロープ」という。)で繋いだ錨(鉄製、重さ約45kg、以下「本件錨」という。)を甲板上に巻き揚げ、回収する作業(以下「本件作業」という。)に従事していた。

船長は、本船が風潮流によって船尾方(東方)に流されていたので、ふだんよりも素早く本件樽を抱えて左舷側通路を通り、前部甲板に移動して本件ロープを解こうとし、本船の後部付近に設けられた操縦区画の左舷側通路から手を伸ばして本件樽を引き揚げて後部甲板に置いた。

船長は、本件ロープが緊張していて、本件樽から本件ロープを外すことができなかったので、本件ロープに弛みを持たせようと思い、主機を前進運転として数メートル本船を前進させた。

船長は、主機の回転数を毎分約1,000とし、クラッチレバーの位置を中立としたつもりで、操縦区画から外に出て、後部甲板に足を踏み出した。(図1参照)

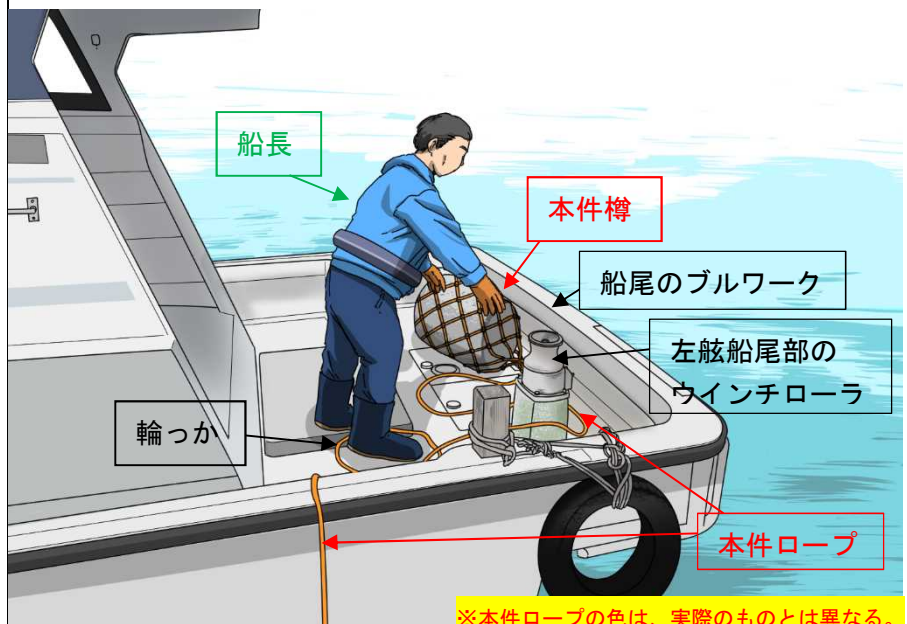


図1 船長が後部甲板に足を踏み出した状態(イメージ)

船長は、本船のクラッチが後進に入り、15時00分ごろ、本件樽が「船尾ブルワークと左舷船尾部のウインチローラとの隙間」(以下「本件隙間」という。)に引っ掛かった状態で、右足首に本件ロープが絡まり、本船が後進して本件ロープが緊張し、右足首が締め付けられるとともに転倒した。(図2参照)

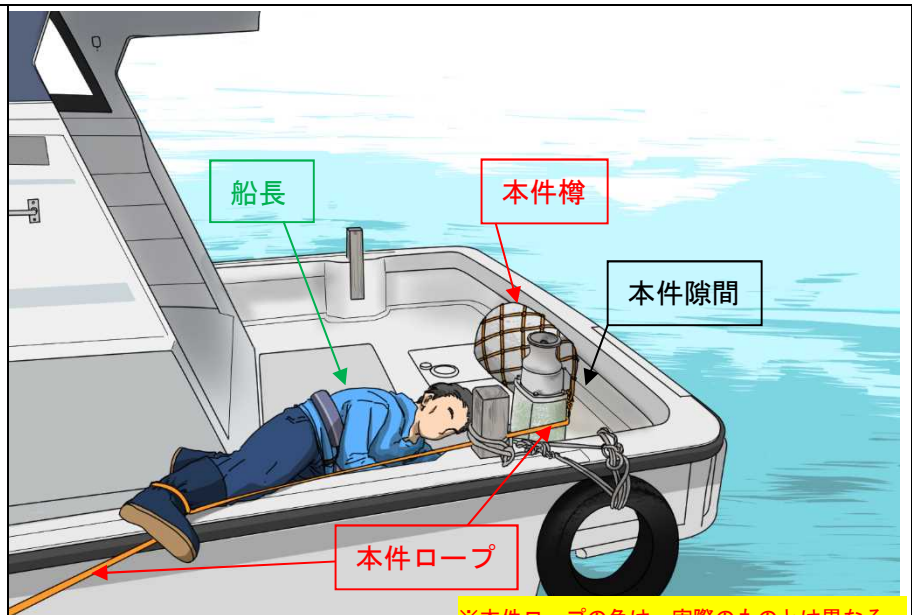


図2 本船が後進して本件ロープが緊張し、船長の右足首が締め付けられるとともに転倒した状態（イメージ）

船長は、本船の船尾部がのり養殖施設の外枠に接触し、反動で本件ロープに弛みが生じたときに右足が本件ロープから外れた。

船長は、操縦区画まで這って行き、クラッチレバーの位置を中立とし、近くにあったロープで止血をした後、付近にいた僚船に向かって救急車を呼ぶよう大声で知らせた。

僚船の乗組員は、船長の異変に気づき、携帯電話で119番に連絡して救急車の要請を行った後、本船に移乗した。

船長は、僚船の乗組員が操船する本船で神島外港まで運ばれた後、救急車で倉敷市内の病院に搬送され、右足関節脱臼開放骨折と診断された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

船長は、約40年間のり養殖業を営んでおり、本船には新造時から船長として乗船し、本事故時、これまでの経験から、手の感覚でクラッチレバーの位置が中立になっていると思い、目視による確認を行っていなかった。

船長は、急に前後進が入らぬよう、本船のクラッチの保護が目的で、約2秒遅れてクラッチが入るように調整していた。

船長は、本事故時、クラッチレバーの位置を中立としたつもりで、やや後進の位置（半クラッチの状態）に入ってしまったのではないかと本事故後に思った。

船長は、本事故時、素早く本件作業を行う必要があったことと、ふだんからの慣れがあって足元に注意していなかったため、本件ロープに輪っかができていることに気付かず、その輪っかの中に右足を踏み入れてしまったと本事故後に思った。

	<p>船長は、本件作業を行うに当たり、1人で乗船してできないことはないので、本事故時、1人で操船及び本件作業を行っていたが、ふだんは2人で乗船し、1人が操船に専念してもう1人が本件作業を行っており、本事故時も2人で乗船していれば事故には至らなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、上下の作業着（ジャージ）の上にカッパ、長靴、ゴム手袋及び腰紐式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、神島外港南方沖において、のり養殖施設の撤去作業中、船長が、クラッチレバーの位置を中立としたつもりで、操縦区画の外に出て本件作業を行おうとしたところ、本件ロープに輪っかができていることに気付かず、その輪っかの中に右足を踏み入れたことから、直後に本船が後進し、本件樽が本件隙間に引っ掛かって本件ロープが緊張し、右足首が本件ロープによって締め付けられたことにより負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、これまでの経験から、手の感覚でクラッチレバーの位置が中立となっていると思い、目視による確認を行っていなかったことから、クラッチレバーの位置が後進に入っていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が風潮流によって船尾方に流される状況下、ふだんよりも素早く本件作業を行う必要があったことと、ふだんからの慣れがあって足元に注意していなかったことから、本件ロープに輪っかができていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、神島外港南方沖において、のり養殖施設の撤去作業中、船長が、クラッチレバーの位置を中立としたつもりで、操縦区画の外に出て本件作業を行おうとしたところ、本件ロープに輪っかができていることに気付かず、その輪っかの中に右足を踏み入れたため、直後に本船が後進し、本件樽が本件隙間に引っ掛かって本件ロープが緊張し、右足首が本件ロープによって締め付けられたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に足元に注意し、ロープ等の状態を確認した上で甲板上に足を踏み出すこと。 ・操縦区画を出て作業を行う際は、手の感覚だけでクラッチレバーの位置を判断することなく、目視によりクラッチレバーの位置を確認すること。

	<ul style="list-style-type: none">・ 漁具等は、船体の構造物に引っ掛かるような場所に置かないこと。・ 可能な限り2人で乗船し、操船と作業とを分担して行うことが望ましい。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

